

昭和49年3月28日
警察本部訓令第7号
警察本部長
最終改正
平成29年8月4日

埼玉県警察機動捜査隊に関する訓令

(概要)

本訓令は、刑事部機動捜査隊の運営に関して

- 任務
- 応援要請
- 現場指揮
- 事件の引継ぎ

等について定めている。